

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	海外投資等損失準備金の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合^(※)の準備金の積立て及び損金算入を認める制度。 （※）探鉱法人の場合は出資額の50%、開発法人の場合は出資額の20%</p> <p>・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。</p>		
関係条文	<p>〔 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第2項、第292条第1項第3号 ・ 租税特別措置法第55条 ・ 租税特別措置法施行令第32条の2 ・ 租税特別措置法施行規則第21条 〕</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲400) [平年度] ー (▲400) [改正増減収額] ー (単位：百万円) ※令和4、5年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>エネルギー政策において、石油・天然ガスは2040年度の一次エネルギー供給においても合計約4割以上を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。</p> <p>こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。</p> <p>我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。</p> <p>また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。</p> <p>サプライチェーン最上流における鉱物資源の自律性確保は、国内製造業全体にとって重要な課題であり、近年の中国の輸出管理措置等の長期的な供給途絶リスクの高まりを受け、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向けて、自給率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。</p> <p>エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する必要がある。</p>		

	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う自主開発の推進を図ることが極めて重要である。</p> <p>他方で、石油・天然ガスや鉱山における探鉱・開発といった資源開発事業は、多い場合は数兆円規模の巨額の資金が必要となる上、数多くのリスクが存在する。例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものである。</p> <p>国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	<p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）。</p> <p>※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>※鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計（経産省）及び貿易統計（財務省）による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。</p>
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	<p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。</p>
		政策目標の達成状況	<p>○石油・天然ガスの自主開発比率 令和元年度：34.7% 令和2年度：40.6% 令和3年度：40.1% 令和4年度：33.4% 令和5年度：37.2%</p> <p>○鉱物資源（ベースメタル）の自給率 令和元年度：52.1% 令和2年度：50.4% 令和3年度：46.0% 令和4年度：37.0% 令和5年度：34.2%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>今後、中東、東南アジア、北米・中南米等の地域で本税制を活用した探鉱・開発が行われる見込み。</p> <p>○適用件数（見込み） 令和8年度：2社</p>	

		<p>令和9年度：2社</p> <p>○適用事業者（法人）の範囲 令和8年度：鉱業、石油製品製造業等 令和9年度：鉱業、石油製品製造業等</p> <p>※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）における令和3年度～令和5年度実績の平均値を算出し、この水準が令和8年度～令和9年度についても継続するものと推定。</p>
	<p>要望の措置の 効果見込み （手段としての 有効性）</p>	<p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、令和3年度～令和5年度の平均で2社、また、本制度の適用額は、令和3年度～令和5年度の平均で約164億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間で約25億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。</p> <p>資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては上昇傾向にあり、本制度は政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
	<p>当該要望項目 以外の税制上の 支援措置</p>	<p>探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除</p>
<p>相 当 性</p>	<p>予算上の措置等 の要求内容 及び金額</p>	<p>○石油・天然ガス ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外探鉱等事業への出資（令和7年度予算額：563億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外の天然ガス資産開発・液化等出資（令和7年度予算額：858億円）</p> <p>○金属鉱物・ウラン ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外探鉱等事業への出融資（令和7年度予算額：180億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外ウラン探鉱支援事業（補助金）（令和7年度予算額：10億円）</p>
	<p>上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係</p>	<p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認</p>

			<p>めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p>
		<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し（益金算入）、プロジェクトが失敗することなく据置期間（5年）を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し（益金算入）をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p>○適用事業者（法人）数</p> 令和元年度：3社 令和2年度：2社 令和3年度：2社 令和4年度：1社 令和5年度：2社 <p>○損金算入額</p> 令和元年度：6,620百万円 令和2年度：1,253百万円 令和3年度：8,473百万円 令和4年度：25,920百万円 令和5年度：14,932百万円 <p>○減収額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和元年度：1,536百万円</td> <td style="width: 20%;">地方税</td> <td style="width: 30%;">108百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度：291百万円</td> <td>地方税</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度：1,966百万円</td> <td>地方税</td> <td>138百万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度：6,013百万円</td> <td>地方税</td> <td>421百万円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度：3,464百万円</td> <td>地方税</td> <td>242百万円</td> </tr> </table> <p>○適用事業者（法人）の範囲</p> 令和元年度：鉱業、石油製品製造業等 令和2年度：鉱業、石油製品製造業等 令和3年度：鉱業等 令和4年度：鉱業等 令和5年度：鉱業等 <p>※適用事業者（法人）数、損金算入額、適用事業者（法人）の範囲については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）における令和3年度～令和5年度実績をもとに作成。 ※減収額については、上記損金算入額に対して各年度の法人税率を乗じることで算出。</p>	令和元年度：1,536百万円	地方税	108百万円	令和2年度：291百万円	地方税	20百万円	令和3年度：1,966百万円	地方税	138百万円	令和4年度：6,013百万円	地方税	421百万円	令和5年度：3,464百万円	地方税	242百万円
	令和元年度：1,536百万円	地方税	108百万円														
令和2年度：291百万円	地方税	20百万円															
令和3年度：1,966百万円	地方税	138百万円															
令和4年度：6,013百万円	地方税	421百万円															
令和5年度：3,464百万円	地方税	242百万円															
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	租税特別措置法第55条 適用額：243百万円（内訳 道府県民税：35百万円、市町村民税：208百万円） ※令和5年度の適用状況。																

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度の 34.7%から、令和5年度には 37.2%に上昇している。</p> <p>鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、令和元年度は 52.1%であり、令和5年度は 34.2%となっている。2010 年代後半の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下している。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>																																										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>我が国企業による探鉱・開発事業のため投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。</p>																																										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○石油・天然ガスの自主開発比率の達成度 令和5年度時点で 74.4%（=37.2%/50%）</p> <p>○鉱物資源（ベースメタル）の自給率の達成度 令和5年度時点で 42.8%（=34.2%/80%）</p> <p>※資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまで最低でも 10 年程度を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。</p> <p>※いずれにせよ、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にある。</p>																																										
<p>これまでの要望経緯</p>	<table border="0"> <thead> <tr> <th>【年度】</th> <th>【要望等の内容】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 39 年度</td> <td>「海外投資損失準備金」創設（3 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 42 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 44 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 45 年度</td> <td>「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 46 年度</td> <td>石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 48 年度</td> <td>海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組</td> </tr> <tr> <td>昭和 49 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 51 年度</td> <td>延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）</td> </tr> <tr> <td>昭和 53 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 55 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 57 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 59 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 61 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 63 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 2 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 4 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 6 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 8 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年度</td> <td>延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> </tbody> </table>	【年度】	【要望等の内容】	昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）	昭和 42 年度	延長（2 年間）	昭和 44 年度	延長（2 年間）	昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）	昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）	昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組	昭和 49 年度	延長（2 年間）	昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）	昭和 53 年度	延長（2 年間）	昭和 55 年度	延長（2 年間）	昭和 57 年度	延長（2 年間）	昭和 59 年度	延長（2 年間）	昭和 61 年度	延長（2 年間）	昭和 63 年度	延長（2 年間）	平成 2 年度	延長（2 年間）	平成 4 年度	延長（2 年間）	平成 6 年度	延長（2 年間）	平成 8 年度	延長（2 年間）	平成 10 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）	平成 12 年度	延長（2 年間）
【年度】	【要望等の内容】																																										
昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）																																										
昭和 42 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 44 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）																																										
昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）																																										
昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組																																										
昭和 49 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）																																										
昭和 53 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 55 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 57 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 59 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 61 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 63 年度	延長（2 年間）																																										
平成 2 年度	延長（2 年間）																																										
平成 4 年度	延長（2 年間）																																										
平成 6 年度	延長（2 年間）																																										
平成 8 年度	延長（2 年間）																																										
平成 10 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）																																										
平成 12 年度	延長（2 年間）																																										

平成 14 年度	延長 (2 年間)
平成 16 年度	延長 (2 年間)
平成 18 年度	延長 (2 年間)
平成 20 年度	延長 (2 年間)
平成 22 年度	延長 (2 年間) (探鉱の積立率 : 100%→90%) (石炭、木材を除外)
平成 24 年度	延長 (2 年間)
平成 26 年度	延長 (2 年間)
平成 28 年度	延長 (2 年間) (探鉱の積立率 : 90%→70%)
平成 30 年度	延長 (2 年間) (探鉱の積立率 : 70%→50%) (開発の積立率 : 30%→20%)
令和 2 年度	延長 (2 年間)
令和 4 年度	延長 (2 年間)
令和 6 年度	延長 (2 年間) (経済安保法に基づく JOGMEC の助成金による株式取得・出資を除外)